

消セ 第1637号
令和5年3月6日

教育庁私学課長 様

消費生活センター所長

若者向け啓発リーフレット「こんな時は消費者ホットラインに電話しよう！」
の配付に係る協力について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、消費者教育・啓発の教材として、インターネットによる配信のほか、各種啓発リーフレットを配付しております。

この度、若者に多いトラブル事例をとりあげながら、「消費者ホットライン」や「消費生活センター」の周知を図ることを目的とした標記リーフレットを作成いたしました。イラストや事例形式でわかりやすく紹介していますので、高校生向け消費者教育教材として活用していただけますと幸いです。

つきましては、本資料の各学校への配付について御高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付書類一覧>

- ・リーフレット
- ・各高等学校長様あて活用依頼文

(担当)
大阪府消費生活センター 吉田、 <u>上原</u>
住 所 大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター I T M棟3階
電 話 06-6612-7500、F A X 06-6612-0090
E-mail UeharaNa@mbox.pref.osaka.lg.jp